

## 共通番号法成立に抗議する団長声明

5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(共通番号法案)及び関連法案が参議院本会議で可決され、成立した。

同法案により導入される共通番号制は、税金、年金、医療、福祉など様々な個人情報の情報連携を可能とし、政府による個人情報の一元管理を可能とする。また、集積された個人情報が漏洩し、深刻なプライバシー権侵害が生じるおそれがある。なりすましによる被害が生じる危険性も高い。さらに法案では民主党案よりも共通番号の民間利用に途を開く表現としており、共通番号が民間利用されることになれば情報漏洩の危険性はさらに高まる。

また、共通番号制では収集された個人情報の警察などの捜査機関への提供が可能とされ、捜査機関への個人情報の提供がされても利用状況は本人開示されず、第三者機関のチェックの対象とならない。公安警察や自衛隊などにより、共通番号で収集された個人情報が違法に利用されるおそれもある。秘密保全法案で導入が図られている適性評価制度の適性判断に共通番号で収集された個人情報が利用されることも想定される。

また、共通番号制は、国民の給付と負担の公平性を確保するなど説明されるが、まやかしである。国民の給付と負担の公平には、前提として税金の納付の公平が実現しなければならないが、共通番号を導入しても全ての商取引を把握することは不可能であり、とりわけ高額所得者の海外投資の把握は不可能である。

また、政府が説明する、より公正で正確な社会保障の給付という導入理由は、実際は、社会保障個人会計をつくり、社会保障のあり方を根底から覆すものにほかならない。すなわち、負担があるところにのみ給付するという発想に立つものであり到底容認できないものである。

共通番号制の導入には2700億円の費用がかかるとされており、毎年多額のランニングコストがかかることになる。意義のない半面、上記のような危険のある制度に巨額の税金を使う必要があるのか、政府は何ら説明していない。監視社会の実現と無駄な公共事業のためというほかない。自由法曹団は、共通番号制を導入する共通番号法案の成立に断固抗議するものである。

2013年5月27日

自由法曹団 団長

篠原義仁